

日田市交通安全対策会議条例施行規則の廃止について（趣旨）

1. 目的・理由

令和8年第1回日田市議会定例会に提出した「日田市交通安全対策会議条例を廃止する条例」が可決され、本日付で公布したことから、所要の措置を講ずるもの。

2. 内容

日田市交通安全対策会議条例施行規則を廃止するもの。

3. 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第7号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。